

特記仕様書

ー 共通編 ー

工事番号 水管 7-02
工 事 名 平尾台ポンプ場ほか計装設備更新工事
工事場所 宇治市平尾台 4 丁目地内ほか
工 期 契約締結日～令和 8 年 3 月 17 日まで

(適用範囲)

本特記仕様書は、「平尾台ポンプ場ほか計装設備更新工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

(仕様書)

本工事の施工に当たっては、本特記仕様書によるほか「宇治市土木工事共通仕様書(案)」(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。また、共通仕様書に対する補足事項として、下記の最新版に基づき施工するものとする。

(日本水道協会)	水道工事標準仕様書 (設備工事編)
(日本下水道事業団)	電気設備工事一般仕様書・同標準図 電気設備工事必携 機械設備工事一般仕様書 機械設備工事必携 (施工編)
(国土交通省)	公共建築工事標準仕様書 (機械設備編)

なお、上記仕様書に共通する項目については、上位の順に優先するものとする。

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工に当たって工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、受注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。記載のうち、「工事内容」、「工事種別」に関しては、以下によるものとする。

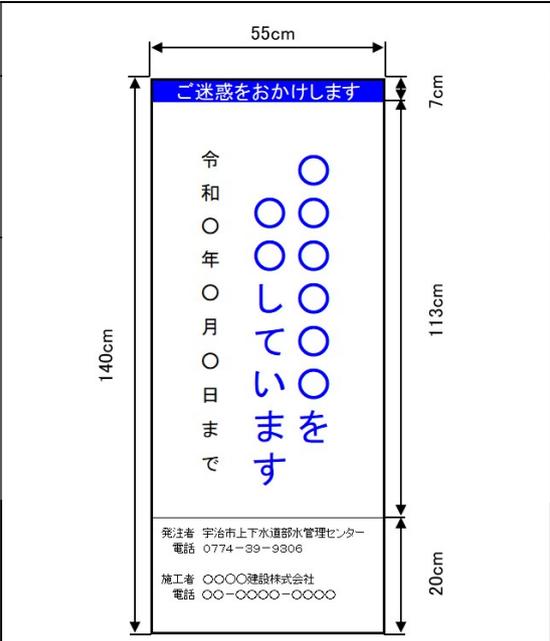
工事内容：水道施設の電気設備を更新しています
工事種別：電気工事

(標示板の記載例)

[工事標示板]

	<p style="text-align: center;">規格・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青文字とする。 ・工事種別、工事内容については、表の記載例を参照のこと。 ・その他の文字及び線は白地に黒色とする。 ・緑の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝剤（ソフトカバー）をつけること。
---	--

[工事説明看板]

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="778 1086 911 1160">設置期間</td> <td data-bbox="911 1086 1356 1160">・路上工事開始から路上工事完了までの間、設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1160 911 1323">設置位置</td> <td data-bbox="911 1160 1356 1323">・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1323 911 1585">規格色彩等</td> <td data-bbox="911 1323 1356 1585">・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇を〇〇しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1585 911 1727">摘要</td> <td data-bbox="911 1585 1356 1727">・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境に考慮し個別に判断。</td> </tr> </table>	設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間、設置する。	設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。	規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇を〇〇しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。	摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境に考慮し個別に判断。
設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間、設置する。								
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。								
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇を〇〇しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。								
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境に考慮し個別に判断。								

(施工条件)

既存水道施設が供用中のため、施工順序は施設の運用に支障とならないよう監督職員と協議の上、決定するものとする。

(工事着手時期)

本工事は、地元地域・施設との調整完了後に着手するものとする。着手時期は別表1を参照するものとし、着工日は令和7年10月頃（機器製作開始）を予定しているが、関連工事との調整により前後する場合がある。

(工事着手前調査)

工事着手にあたっては、事前に工事施工箇所及びその周辺にある設備・機器並びに施設の外壁・外構・排水溝等の現況を写真により記録するものとする。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

1. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2. 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。但し、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

3. 工場製作の期間

設備機器等の工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。但し、その期間については書面により明確にするものとする。

(工事作業時間)

本工事の工事作業時間は、下記を原則とする。但し、現場状況及び関係機関との調整等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

工事又は種別・細別	時間帯	備考
工事作業時間（昼間）	9：00～17：00 （準備時間を含まず）	

(週休 2 日制工事及び現場閉所日について)

1. 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制工事である。なお、本工事は現場閉所日は土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始とする。また、祭事等の地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。
2. 週休 2 日制工事の実施は、「宇治市週休 2 日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。
3. 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
なお、月単位の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
4. 予定価格には月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休 2 日に満たない場合は、契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休 2 日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。
また、通期の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。
5. 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
6. 月単位又は通期での週休 2 日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。
7. 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第 2・4 土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

(交通誘導警備員)

本工事における交通誘導警備員は、下記のとおり計上しており、配置状況「工事月報」に記録し、監督職員に報告するものとする。なお、条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員
監督職員と協議による	延べ人員 10 名（昼間）

(工事用電力)

電力（動力、照明）を使用する費用等一切は、受注者の負担とする。仮設電源の施工にあたっては、「電気設備技術基準」等関係諸法規を遵守し、且つ、工事終了後は速やかに撤去するものとする。なお、電力設備には感電防止漏電遮断器を設置し、感電防止に努めるものとする。

(工事用水)

工事用水においては、既存施設から利用することが出来る。なお、当該施設を利用する場合は、当該施設運営管理に支障をきたさぬよう節水に努めるものとする。

(仮設物)

1. 受注者は、現場事務所、作業員休憩所、材料倉庫、営繕設備等、必要な仮設物を設ける場合は、設置位置、規模等について施工計画書に記載し提出するとともに、監督職員の承諾を得るものとする。
2. 水道施設内に仮設物を設ける場合は、「水道用地使用許可願」により許可を得るものとする。
3. 受注者は、第1項により設置する仮設物には、火災及び盗難の予防及び保安について必要な措置を施すとともに、工事件名、工期、受注者名、現場代理人氏名等を表示しなければならない。
4. 受注者は、仮設物、仮囲い等の設置に当たっては、その期間及び周囲の状況に応じたものにしなければならない。

(仮設トイレ)

受注者は、工事の施工に当たって仮設トイレを設置する場合は、外部から見えないよう囲い等を設置するとともに、本工事現場が水道施設であることを作業員全員に周知し、定期的な汚物の搬出、清掃及び美化に努めるものとする。

(個人情報保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めるものとする。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し目的完了後、直ちに返却するものとする。万が一、個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処するものとする。

(資格を必要とする作業)

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。なお、その際は、あらかじめ資格を証明する書類（有資格者名簿）を提出するものとする。

(緊急対応)

本工事現場は運用中の水道施設であるため、受注者は、緊急異常等の発生時、作業中であっても作業を中断し、緊急対応が円滑に行えるよう協力しなければならない。

(衛生管理)

本工事の従事者は、保健所等の検査資格を有する機関の健康診断（消化器系細菌検査）を受診し、従事前に検査成績書を提出しなければならない。病原体検査は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌及び腸管出血性大腸菌（O157）を対象とし、便について行うものとする。

また、最初の受診日から6ヶ月を超えて受注工事に従事する者は、概ね6ヶ月ごとに検査成績書を提出するものとする。なお、詳細は別途指示するものとする。

(環境の保全)

1. 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行するものとする。
2. 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用するものとする。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

3. 大規模な裸地の出現防止のため、段階的な工事实施や調整池（沈砂池）設置等、流末の水環境の保全を考慮するものとする。
4. 地域における伝統的祭事等の実施が円滑に行われるよう、地元等と十分に調整の上、工事を実施するものとする。

(工事中の安全確保)

受注者は、共通仕様書の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、協力業者及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- 1) 建設工事の請負契約に関すること
- 2) 労働関係法令に関すること

[研修の参考とする図書等の例]

- ・建設業法令遵守ガイドライン（令和6年12月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引き（(財)建設業適正取引推進機構）

(施工体制台帳及び施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載するものとする。また、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付するものとする。

(残土処理及び廃棄物処理計画書・報告書の作成)

受注者は、「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出するものとする。

また、必要に応じ「残土処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出するものとする。

なお、添付書類については下記によるものとする。

	残土処理	廃棄物処理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬であれば不要)
	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し
	○「契約書の写し」又は 「受け入れ承諾書」	収集運搬を委託する場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し
		○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
	○指定処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地	○指定処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地
○建設リサイクル報告様式	○建設リサイクル報告様式	
変更	○当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要	○当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要
	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は「受入承諾書」	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し

		<input type="checkbox"/> 運搬方法変更（当初計画書からの変更） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 建設リサイクル報告様式は不要	<input type="checkbox"/> 建設リサイクル報告様式は不要
報告	<input type="checkbox"/> 残土処理報告書	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理報告書
	<input type="checkbox"/> 受入証明書（受入た事を証明する書類） <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬チケットの写し等は不要 	<input type="checkbox"/> 「運搬管理表」又は「マニフェストの写し」 （マニフェスト原本は検査時に提示） （マニフェストで積載重量確認ができない場合は伝票等）
	<input type="checkbox"/> 建設リサイクル報告様式（エクセル、メール等）	<input type="checkbox"/> 建設リサイクル報告様式（エクセル、メール等）
	<input type="checkbox"/> 写真 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬経路 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場 	<input type="checkbox"/> 写真 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬経路 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場 ・ 自己運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 ・ 委託運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 許可番号

（建設副産物）

本工事の施工により発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」等に搬出するものとし、その際、必ず積載量を測定し、その資料（計量伝票等）を整理・保管しなければならない。なお、宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しないものとする。

（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入された産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対し課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

（再資源の利用及び利用促進計画書（実施書）の提出）

受注者は、下記の事項について共通仕様書の第24条「建設副産物」の8に基づき、

所定の様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、工事期間中は、再生資源利用及び利用促進計画書においては公衆の見えやすい場所に掲示しなければならない。

また、工事完成後は、計画及び実施状況の記録を5年間保管しなければならない。

「再生資源利用計画書（実施書）」

作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 ① 土砂 ② 砕石 ③ 加熱アスファルト混合物	① 建設資材毎の利用量 (新材・再生材を問わず) ② 利用量の内、再生資源の種類毎の利用量 ③ その他、再生資源の利用に関する事項

「再生資源利用促進計画書（実施書）」

作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 ① 建設発生土 ② コンクリート塊 ③ アスファルトコンクリート塊 ④ 建設発生木材 ⑤ 廃プラスチック ⑥ 建設汚泥 ⑦ 建設混合廃棄物	① 指定副産物の種類毎の搬出量 ② 指定副産物の種類毎の再資源化施設 又は他の建設工事現場への搬出量

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用など」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としないものとする。但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体などの方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	①仮設	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (機器等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(建設廃棄物)

本工事の施工により発生する建設廃棄物は自由処分とする。なお、本工事については、積算上以下の条件を設定しているが、受入場所を指定するものではなく受注者の提示する受入場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更など、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

建設廃棄物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
建設混合廃棄物 (プラ有混載)	(一財)宇治廃棄物処理公社	土曜日、日曜日を除いた月 1 回程度(不定期) 9時～16時	事前協議が必要 搬入経路・搬入日について指定あり	6.85km

(有価物)

本工事において発生する建設副産物のうち、金属くず（鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線、機器類、電線管類等）においては、原則として有価物として搬出するものとする。但し、有価物として搬出できないものにおいては、産業廃棄物として処分するものとする。

(運搬管理表の提出)

受注者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」

という。)を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表(宇治市ホームページ掲示)を作成のうえ、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。なお、伝票等については、監督職員又は検査員から請求があった場合は提示しなければならない。

(石綿事前調査)

受注者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照し、工事着手前に既存建築材料等に石綿が使用されているか否か調査し、石綿の使用の有無に関わらず事前調査結果を発注者及び厚生労働省(石綿事前調査結果報告システムにて)に報告しなければならない。なお、事前調査は、設計図書その他書面による調査、現地での目視による調査を原則とするが、分析による調査が必要な場合は設計変更の対象とする。

(材料品質)

工事に使用する材料は、原則 JIS 規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものを使用するものとする。

(材料確認)

受注者は、工事に使用する材料のうち、下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を提出し確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	様式
材料	加工品類(伸縮管等)	土木 15-1

(社内検査)

受注者は、発注者が指定する機器等について、原則、当該製作工場において受注者による検査(以下「社内検査」という。)を実施するものとする。

但し、汎用機器等について当該製作工場における検査・試験成績書に受注者による出来形・品質を確認した書類を添付して提出する場合は、この限りではない。

(段階確認)

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。但し、確認の実施時期及び実施箇所は、監督職員が指示するものとする。

種別	細別	確認時期	確認内容	様式
機器	社内検査	搬入前	出来形・品質	土木 16-1
	機器搬入	搬入時	出来形・品質	土木 16-1
	据付精度	据付完了時	出来形	土木 16-1
	性能確認運転(試運転) ^{※1}	試運転時	品質	土木 16-1

※1 性能確認運転(試運転)とは、総合試運転を行わない工事の実負荷等による機能・性能確認等の試験であり、その実施内容は次による。

- ア) 設備及び機器の連携運転による機能・維持管理性の確認及び調整
- イ) 維持管理職員(委託業者を含む)に対する運転操作、保守点検方法の基礎的指導

(部分使用)

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく本工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けるものとする。

(工事記録写真)

受注者は、工事記録写真を整理編集し、監督職員が随時確認できるようにするとともに、工事完成時に提出するものとする。なお、工事記録写真の撮影は、別表2に準ずるものとする。

(耐震対策)

機器の据付に係る耐震対策は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」によるものとし、耐震クラスはSとし、水道工事標準仕様書(設備工事編)を参照するものとする。

(提出書類)

1. 本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市ホームページ掲示)によるほか、下記の書類を提出するものとする。

提出書類	様式	部数	提出期限
週間工程表	任意様式 ^(注1)	1	週末に
機器製作計画書	任意様式	2	契約後60日以内

材料・製品等承諾願	建築様式 1 4 (注2)	2	製作開始前
耐震計算書	任意様式	2	承諾願と同時
各種容量計算書	任意様式	2	承諾願と同時
搬入出計画書	任意様式	2	搬入出の7日前
各種作業計画書 (注3)	任意様式	2	各種作業の7日前
完成図書 (注4)	任意様式	1	工事完成まで

(注1) 週間工程表及び出来形成果表については任意様式であるが、監督職員が指示する項目については全て記載するものとする。

(注2) 「建築工事関係書類 (施工関係)」(宇治市ホームページ掲示) を使用するものとする。

(注3) 各種作業計画書とは、仮設、撤去、切替、停電、試験、試運転、総合試運転等を示す。

(注4) 完成図書の作成については、監督職員の指示により作成するものとする。なお、完成図書の製本形式は下表によるものとする。

完成図書の製本形式

製本方法	部数	備考
工事完成図書 (A4 判製本)	1	1. 機器完成図 2. 施工承諾図 3. 機器取扱説明書 4. 検査試験成績書 5. 施工管理記録 6. 運転操作に関する説明書 7. アフターサービス表 8. その他 ・保証書 ・付属品一覧表 ・各種計算書 ・各種設定値一覧表 ・標準耐用年数一覧表 ・機器リスト表 ・検討書 等
工事完成図面縮小版 (A3 折り A4 判製本)	2	
工事記録写真帳	1	
官公庁手続書類 (副本)	1	
電子成果品 (CD-R 又はDVD-R)	1	1. 工事完成図書データ (PDF) 2. 図面データ (DWG形式) 3. 工事記録写真 4. 官公庁手続書類データ

2. 工事日報は提出を必要としないが、受注者にて日々の作業を把握し記録するものとする。なお、工事状況等を確認するため監督職員の請求があった場合は、速やかに提

示するものとする。

3. 請負代金内訳書の提出については、仕様書の添付は必要としないものとする。

4. 完成図書以外の提出書類の製本形式は下記によるものとする。

(1) 製本の厚さが、10cmを超える場合は分冊とする。

(2) 左右どちらからでも取り外しのできるパイプ式の厚型ファイル(A4版)とする。

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する材料等について納品書・納入書等の原本、若しくはその写しを提出するものとする。なお、再資源の利用及び利用促進計画書(実施書)に記載するもの及び交通誘導警備員については、発注数量との対比を行うものとする。

(建設業退職金共済制度の提出)

受注者は、下記の書類(様式は宇治市ホームページ掲示)を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実施報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識(シール)の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

(火災保険等の加入)

受注者は、工事目的物及び工事材料等を組立、火災保険等に付さなければならない。その場合、加入した保険証書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、保険の加入時期は、原則として工事着手のときとし、終期は工事完成後の14日とする。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(軽微な変更)

工事施工中、構造物、機械並びに電気設備等の関係で生じる機器等の位置変更、配管、配線経路の変更等の軽微な変更は、施工承諾図を提出し監督職員の承諾を得て行うことが出来る。この場合においては、設計変更の対象としない。但し、本変更の範囲は、設計の本質的機能を変えるものであってはならない。

(工事下請負)

受注者は、当市が指名停止措置を行っている第三者に対して、当市の契約についての全部若しくは一部を下請け受託させてはならない。

(工事繰越)

受注者は、昨今の社会情勢により、年度契約工期内に機器類や材料の納品がし難い場合、監督職員と協議の上、本工事を次年度繰越工事とすることができる。

－電気設備工事編－

(目的)

本工事は、平尾台ポンプ場ほか水道施設の電気計装設備の更新を行うものである。

(工事概要)

設計図（以下、「付図」と略す。）を参照し、下記の作業を行うものとする。

(ア) 平尾台ポンプ場

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 送水流量計の製作及び据付 | 1 式 |
| 2. 受水槽水位計の製作及び据付 | 1 式 |
| 3. 電気配管配線工事 | 1 式 |
| 4. 付帯工事 | 1 式 |
| 5. 撤去工事 | 1 式 |
| 6. 現場試験（単体調整・組合せ試験） | 1 式 |

(イ) 白川加圧ポンプ場

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 加圧配水流量計の製作及び据付 | 1 式 |
| 2. 電気配線工事 | 1 式 |
| 3. 付帯工事 | 1 式 |
| 4. 撤去工事 | 1 式 |
| 5. 現場試験（単体調整・組合せ試験） | 1 式 |

(ウ) 白川圧力調整池

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 電子式水道メーターの製作及び据付 | 1 式 |
| 2. 定水位弁の製作及び据付 | 1 式 |
| 3. 電気配線工事 | 1 式 |
| 4. 撤去工事 | 1 式 |
| 5. 現場試験（単体調整・組合せ試験） | 1 式 |

(エ) 須留配水池

- | | |
|---|-----|
| 1. No. 1 配水池水位計（800 m ³ ）の製作及び据付 | 1 式 |
| 2. No. 2 配水池水位計（800 m ³ ）の製作及び据付 | 1 式 |
| 3. 電気配線工事 | 1 式 |
| 4. 撤去工事 | 1 式 |
| 5. 現場試験（単体調整・組合せ試験） | 1 式 |

(システム設計)

本工事は、別途システム設計を積算しており、下記に示すシステム設計に係る業務を行うものとする。

	業 務 内 容
設 計 書 類 関 連	<ol style="list-style-type: none">1. 発注設計図書の確認、条件確認等、施設能力面よりの機器仕様の確認及び検討2. 最適設計、細部計画等の立案3. 各種機器の容量計算書の確認及び検討（システム全体を考慮）4. 当該施設の運転状況及び既設設備の確認5. 他工事（土木、建築、機械設備等）との取合について確認及び検討6. 施設能力面からのシステム構成、計装フロー、運転操作方案等の検討及び作成7. 保護協調の検討8. 計装設備等の測定範囲・目盛値の決定9. 耐震に係る機器等の基礎ボルト等の強度計算書等の作成10. ケーブル、ケーブルダクト、ケーブルラック、電線管、架台等の材料の確認11. 上記書類の照査12. 各種計算書等の作成（耐震計算、電線・ケーブル選定根拠、各種電線路選定根拠等）13. 承諾図書の作成
設 計 図 書 関 連	<ol style="list-style-type: none">1. 単線結線図、システム構成図、計装フローシート等の作成2. 施設に係る平面図等の作成3. 機器の配置平断面図等の作成4. 機器の据付図等の作成（基礎図を含む）5. 配線・配管図等の作成6. 接地系統図等の作成7. 1～6項以外の施設に係る必要な図面等の作成8. 上記図面の照査9. 購入機器の図面の照査10. 承諾図書の作成

(一般事項)

1. 本工事で製作又は購入手続きをする機器等については、監督職員の承諾を得た後に開始するものとする。なお、監督職員の承諾によって、受注者の責務（契約不適合責任等）が免責又は軽減されるものではない。

2. 各機器の操作場所及び保守点検スペースを確保するよう、機器類の配置を十分に検討すること。
3. 各機器の付属品は、仕様書に明記がなくとも、運転保守上当然必要なものは納入するものとする。
4. 仕様書及び付図に明記されていない事項でも、機器装置の構造上及び電氣的性能並びに施工上当然必要なものは、受注者の負担でこれを施工するものとする。
5. 試験・測定に使用する測定機器類は、正しく校正されたものを使用し、報告書作成時には、使用機器の型式、校正年月日、校正試験の有効期限等を記入するものとする。
6. 仕様書、付図の内容について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

(機器製作)

本工事において新設（製作）する機器の名称、員数は以下の通りとする。

(ア) 平尾台ポンプ場

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 送水流量計 | 1 台 (E-1) |
| 2. 受水槽水位計 | 1 台 (E-2) |

(イ) 白川加圧ポンプ場

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 加圧配水流量計 | 1 台 (E-3) |
|------------|-----------|

(ウ) 白川圧力調整池

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. 電子式水道メーター | 1 台 (E-4) |
| 2. 受信器 | 1 台 (E-5) |
| 3. 定水位弁 | 1 台 (E-6) |
| 4. ストレーナ | 1 台 (E-7) |

(エ) 須留配水池

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1. No. 1 配水池水位計 (800 m ³) | 1 台 (E-8) |
| 2. No. 2 配水池水位計 (800 m ³) | 1 台 (E-9) |

(据付工)

付図を参照し、機器等の据付を行うものとする。なお、更新は一施設毎に行い、更新後の設備が正常に安定した動作に至ることを確認した後、次の施設の更新を行うものとする。

(付帯工)

付図を参考に、下記の更新を行うものとする。

(ア) 平尾台ポンプ場

1. 伸縮管 1 式 (E-10)

(イ) 白川加圧ポンプ場

1. 伸縮管 1 式 (E-11)

(撤去工)

付図を参照し、機器等の撤去を行うものとする。

(撤去機器)

本工事において撤去する機器は、以下の通りとする。

(ア) 平尾台ポンプ場

1. 送水流量計 1 台
2. 受水槽水位計 1 台

(イ) 白川加圧ポンプ場

1. 加圧配水流量計 1 台

(ウ) 白川圧力調整池

1. 電子式水道メーター 1 台
2. 受信器 1 台
3. 定水位弁 1 台
4. ストレーナ 1 台

(エ) 須留配水池

1. No. 1 配水池水位計 (800 m³) 1 台
2. No. 2 配水池水位計 (800 m³) 1 台

(産廃搬出方法)

撤去した機器について、一施設に集めた後、処分出来るものとする。

個別機器仕様書

	整 理 番 号	E-1	
機 器 名 称	送水流量計	数 量	1 台
準 拠 規 格	J I S 等 関 連 規 格		
仕 様	【検出器部】		
	形 式：一般形電磁式流量計（検出器・変換器分離型）		
	接液部材質：電極 SUS316L、白金、または同等品以上		
	測 定 管：P F A、ポリウレタンゴム、軟質天然ゴム、 E P D M ゴム、または同等品以上		
	口 径：200A		
	接 続 規 格：JIS7.5kF		
	測 定 水：水道水、常温		
	測 定 範 囲：0～200m ³ /h		
	防 水 規 格：IP66/67 等級		
	【変換器部】		
	電 源：AC100V 60Hz		
	出 力 信 号：DC4～20mA		
	パルス出力：トランジスタ出力		
	測 定 範 囲：流速範囲 0～10m/s の範囲で任意に設定可能		
	精 度：指示値の±0.5%以内		
そ の 他：自己診断機能付、避雷機能付			
付 属 品	専用ケーブル×2本（L=20m/本） メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 送水流量測定用		
	使用条件 常時使用状態	設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内
参 考 図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
工 場 検 査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内	立会い	公的機関
制 約 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

		整 理 番 号	E-2	
機 器 名 称	受水槽水位計	数 量	1 台	
準 拠 規 格	J I S 等 関 連 規 格			
仕 様	形 式：投込式水位計			
	電 源：DC24V/AC100V			
	出 力：DC4～20mA			
	精 度：±0.2%FS 以内			
	測定範囲：0～5m			
	構 成：検出器(SUS)		1 式	
	中継箱(避雷器内蔵・現場指示付)		1 式	
	変換器(避雷器機能付)		1 式	
	専用ケーブル		10m程度	
	避雷器		1 式	
	その他必要なもの		1 式	
	付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 受水槽水位測定用			
	使用条件 常時使用状態	設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 屋内
参 考 図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
工 場 検 査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内	<input type="checkbox"/> 立会い	<input type="checkbox"/> 公的機関	
制 約 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 有り			
備 考				

個別機器仕様書

	整 理 番 号	E-3	
機 器 名 称	加圧配水流量計	数 量	1 台
準 拠 規 格	J I S 等 関 連 規 格		
仕 様	【検出器部】		
	形 式：一般形電磁式流量計（検出器・変換器一体型）		
	接液部材質：電極 SUS316L、白金、または同等品以上		
	測 定 管：P F A、ポリウレタンゴム、軟質天然ゴム、 E P D M ゴム、または同等品以上		
	口 径：100A		
	接 続 規 格：JIS10kF		
	測 定 水：水道水、常温		
	測 定 範 囲：0～100m ³ /h		
	防 水 規 格：IP66/67 等級		
	【変換器部】		
	電 源：AC100V 60Hz		
	出 力 信 号：DC4～20mA		
	パルス出力：トランジスタ出力		
	測 定 範 囲：流速範囲 0～10m/s の範囲で任意に設定可能		
	精 度：指示値の±0.5%以内		
	そ の 他：自己診断機能付、避雷機能付		
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的 加圧配水流量測定用		
	使用条件 常時使用状態	設置場所	屋外 <input type="checkbox"/> 屋内 <input checked="" type="checkbox"/>
参 考 図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
工 場 検 査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内 立会い 公的機関		
制 約 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

	整 理 番 号	E-4	
機 器 名 称	電子式水道メーター	数 量	1 台
準 拠 規 格	J I S等関連規格		
仕 様	型 式：たて型軸流羽根車式水道メーター		
	本 体 材 質：FCD		
	口 径：100 mm		
	定格最大流量：100m ³ /h		
	最大使用圧力：1MPa		
	取 付 規 格：JIS7.5kF		
	面 間：750 mm（伸縮管込み）		
付 属 品	伸縮管付 伝送ケーブル（L=10m 程度）		
使 用 条 件	使用目的 受水流量測定用		
	使用条件 常時使用状態	設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外 屋内
参 考 図	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
製作者指定・登録等	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
工 場 検 査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内 立会い 公的機関		
制 約 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

	整理番号	E-5	
機器名称	受信器	数量	1台
準拠規格	JIS等関連規格		
仕様	用途：電子式水道メーター(E-4)用		
	液晶画面表示：積算値、瞬時流量、漏水警告、過大流量・超過流量警告、 電池電圧低下警告、逆流警告など		
	パルス入力：オープンコレクタ		
	パルス出力：オープンコレクタ		
	伝送距離：200m以内		
	動作温度範囲：-10～50℃		
	外形寸法：137mm(H)×95mm(W)×37mm(D)程度		
付属品	メーカー標準付属品		
使用条件	使用目的 受水流量測定用		
	使用条件 常時使用状態	設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内
参考図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
工場検査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内	立会い	公的機関
制約事項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし 有り		
備考			

個別機器仕様書

	整 理 番 号	E-6	
機 器 名 称	定水位弁	数 量	1 台
準 拠 規 格	J W W A等関連規格		
仕 様	本体材質：FCD450		
	本体塗装：エポキシ樹脂粉体塗装		
	適用圧力：0.05～0.75MPa		
	適用流体：上水道水		
	適用温度：常温（20℃±15）		
	取付規格：JIS10kF		
	呼 び 径：100 mm		
	面 間：290 mm		
付 属 品	メーカー標準付属品 13A ボールタップ（ポリ浮玉付）×2		
使 用 条 件	使用目的 受水流量調整用		
	使用条件 常時使用状態	設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内
参 考 図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
工 場 検 査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内	立会い	公的機関
制 約 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし 有り		
備 考			

個別機器仕様書

	整 理 番 号	E-8	
機 器 名 称	No.1 配水池水位計 (800 m ³)	数 量	1 台
準 拠 規 格	J I S 等 関 連 規 格		
仕 様	形 式	投込式水位計	
	電 源	DC24V/AC100V	
	出 力	DC4~20mA	
	精 度	±0.2%FS 以内	
	測 定 範 囲	0~5m	
	構 成	検出器(SUS)	1 式
		中継箱(避雷器内蔵・現場指示付)	1 式
		変換器(避雷器機能付)	1 式
		専用ケーブル	10m程度
		避雷器	1 式
		その他必要なもの	1 式
付 属 品	メーカー標準付属品		
使 用 条 件	使用目的	配水池水位測定用	
	使用条件	常時使用状態	設置場所 屋外 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内
参 考 図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
工 場 検 査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内	立会い	公的機関
制 約 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし	有り	
備 考			

個別機器仕様書

	整 理 番 号	E-9	
機 器 名 称	No.2 配水池水位計 (800 m ³)	数 量	1 台
準 拠 規 格	J I S 等 関 連 規 格		
仕 様	形 式 : 投 込 式 水 位 計		
	電 源 : DC24V/AC100V		
	出 力 : DC4~20mA		
	精 度 : ±0.2%FS 以 内		
	測 定 範 囲 : 0~5m		
	構 成 :	検 出 器 (S U S)	1 式
		中 継 箱 (避 雷 器 内 蔵 ・ 現 場 指 示 付)	1 式
		変 換 器 (避 雷 器 機 能 付)	1 式
		専 用 ケーブル	10m 程 度
		避 雷 器	1 式
		そ の 他 必 要 な も の	1 式
	付 属 品	メーカ一標準付属品	
使 用 条 件	使用目的 配水池水位測定用		
	使用条件 常時使用状態	設置場所	屋外 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内
参 考 図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
工 場 検 査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内	立会い	公的機関
制 約 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし 有り		
備 考			

個別材料仕様書

	整理番号	E-10	
機器名称	伸縮管	数量	1式
準拠規格	JWWA等関連規格		
仕様	本体：FCD		
	フランジ：JIS7.5kF		
	呼び径：200A		
	面間：200mm±30mm程度		
付属品	メーカー標準付属品 両フランジ短管（JIS7.5k SUS304 Sch20）L=265mm程度 1本		
使用条件	使用目的 流量計取付用		
	使用条件 常時使用状態	設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内
参考図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
工場検査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内 <input type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 公的機関		
制約事項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 有り		
備考			

個別材料仕様書

	整 理 番 号	E-11	
機 器 名 称	伸縮管	数 量	1 式
準 拠 規 格	J I S 等 関 連 規 格		
仕 様	本 体 : SUS304		
	フ ラ ン ジ : JIS10kF		
	呼 び 径 : 100A		
	面 間 : 185 mm ± 30 mm 程度		
付 属 品	メーカー標準付属品 両フランジ短管 (JIS10k SUS304 Sch20) L=295 mm程度 1本		
使 用 条 件	使用目的 流量計取付用		
	使用条件 常時使用状態	設置場所	屋外 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内
参 考 図	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
製作者指定・登録等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
工 場 検 査	<input checked="" type="checkbox"/> 社内 立会い 公的機関		
制 約 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし 有り		
備 考			

撮影内容及び頻度

電気設備

写真区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
機器製作写真	機器単体	組立	組立状況		組立	特に指示がある場合
		完成	完成写真		完成時	1回
	試験	出来形	形状寸法等		検測時	必要に応じて
		品質	測定試験実施中(試験用機材)		〃	測定細別ごと1回
工場試験	社内試験 工場検査	試験状況、検査状況		試験検査時	主要検査項目	
着手前及び完成写真	全景着手前		電気室、発電機室、中央監視室等代表的な電気関連室、代表的な施工現場		着手前	着手前1回
	全景完成		同上		完成後	施工完了後1回
	施工部分の着手前状況		電気室、機械室、発電機室基礎等		着手前	1施工箇所毎に1回
			細別ごと		〃	〃
施工状況写真	仮設設備		使用材料、仮設状況、形状寸法、管理状況		施工前 施工後	1施工箇所毎に1回
	設計図書との不一致		設計図書と現地との不一致状況		発生時	必要に応じて
	既設設備		増設部の既設状況		施工前	1施工箇所毎に1回
	段階確認		品質確認状況、出来形確認状況		施工後	段階確認毎
	検査等		各種検査等の実施状況		検査中	検査毎に1回
安全管理写真	安全管理		工事標示板、労災保険、建設業許可書、建退協制度適用事業主現場標示板、施工体系図等の設置		設置後	種類毎に1回
			防護施設、安全標示施設、事故対策施設等の設置状況		〃	〃
			安全訓練、安全教育等の実施状況		実施中	実施毎に1回
使用材料写真	資材・機器の搬入		機器搬入に要する建設機械、仮設設備の設置状況		搬入前	1施工箇所毎に1回
			仮置き、搬入状況		搬入中	〃
	資材		搬入状況	資材の規格・表示マーク、寸法(長さ、幅、径等)、数量等	搬入時	資材毎に1回
			保管状況		施工中	月1回程度

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・ 出来形管理写真	共通	あと施工アンカーボルト	施工状況	径、穿孔長、孔内清掃、挿入深さ等	施工中	施工箇所毎に1回
		発生材	発生材の整理・集積・搬出の状況等 (搬出業者名がわかるもの)	発生材の名称、数量、規格等	搬出前	細別毎に1回
		障害物	形状・寸法等、工事目的物と障害物との関係		発生時 施工中	必要に応じて
		各種試験	各種試験(検査)の状況等	各種試験結果、試験用機材等	試験 検査時	測定、試験(検査)細別毎に1回
		その他	施工完了後確認し難い箇所		施工中	必要に応じて
	土工事	地中電路及びマンホール等	掘削・砂敷・埋設・締固め等の施工状況	掘削深さ・巾、砂敷詰め深さ・巾(下部、中間部、上部)、発生土埋戻し深さ等	〃	施工箇所毎に1回
			全景写真	施工状況	〃	施工前後と途中に必要に応じて
	マンホール・ ハンドホール 築造工事	基礎部	施工状況	砕石厚・寸法、捨てコンクリート厚・寸法等	〃	施工箇所毎に1回
		築造部	<ul style="list-style-type: none"> 現場打ちマンホール配筋・型枠・コンクリート打設等の施工状況 組立式マンホール搬入・組立・防水処置等の施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> 現場打ちマンホール配筋径・ピッチ・カブリ、寸法、鉄蓋取付け枠のアンカーボルト、電線路貫通部、仕上がりGL、防水モルタル仕上げ(内面、首部)等 組立式マンホール寸法、鉄蓋取付け枠のアンカーボルト、電線路貫通部、仕上がりGL、防水モルタル仕上げ等 	〃	〃

写真 区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度	
		状況写真	確認写真			
品質・ 出来形管理 写真	コンクリート 工事(ピット 築造工事、 盤・機械基礎 等)	地業工事	砂利・砕石締め固 め等の施工状況	砕石厚・寸法、捨てコ ンクリート厚・寸法 等	施工中	施工箇所毎に 1回
		鉄筋工	配筋等の施工状況	配筋径・ピッチ・カブ リ、寸法、基礎ボル ト・あと施工アンカ ーボルト等	〃	〃
		コンクリート 工事	コンクリート打設 (内部振動機による 締め固め状況)、金 ごて仕上げ・養生 等の状況等	スランプテスト、強 度試験等	〃	〃
		モルタル工 事	目荒し、接着剤塗 布の状況等	仕上がり厚等	〃	〃
		型枠	内面コーティング 材の使用状況	寸法等	〃	〃
		縁金物	水平・垂直確認、取 付け等の施工状況 等	取付け配筋の径・ピ ッチ、あと施工アン カーボルト等	〃	〃
		防塵塗装	塗布面のクラック 補修・塗布の状況 等	塗布量・回数等	〃	〃
	電線路工事	ラック工事	振れ止め防止処 置、セパレータ取 付け、エキスパン ション部の取付 け、ボンディング アース、配線種別 表示の状況等	支持材取付け間隔、 あと施工アンカーボ ルト等	〃	〃
		ダクト工事	点検口の位置関 係、セパレータ取 付け、エキスパン ション部の取付 け、ボンディング アース、配線別表 示の状況等	支持材取付け間隔、 あと施工アンカーボ ルト等	〃	〃
		バスダクト 工事	セパレータ取付 け、エキスパンシ ョン部の取付け、 ボンディングア ース、配線別表示の 状況等	支持材取付け間隔、 あと施工アンカーボ ルト等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	電線路工事	アクセスフロア工事	支持脚接着剤塗布、縁金物・ボーダー部のクッション材等の施工状況	アクセスフロア据付高さ等	施工中	施工箇所毎に1回
		防火区画工事等	防火区画処理等の段階毎の施工状況等	寸法、充填材量、認証マーク貼付等	〃	〃
		隠ぺい配管工事	布設等の施工状況	支持及びボンディング、鉄筋への結束等	〃	〃
		地中配管工事	管末防水処理、防食処置、異種管との接続、埋設標柱・導入線・末端部のキャップ等の施工状況	離隔、埋設シート布設深さ等	〃	〃
		露出配管工事	敷設等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、ボンディングアース、プルボックス水抜き穴等	〃	〃
	配線工事	延線	使用機材の状況、延線状況		〃	〃
		電線類の接続	端末処理の状況（高圧・低圧ケーブル）、負荷への接続状況、盤内整線状況、引込み部及び配管端のシール状況等		〃	〃
		ラック上の敷設	離隔、結束、整線等		〃	〃
		ダクト内の敷設	同上		〃	〃
		ピット内の敷設	離隔、結束、整線、接地線種別、表示札の取付け、セパレータ取付け、ボンディング等		〃	〃
		マンホール・ハンドホール内の敷設状況	余長・整線状況、行先表示札等の状況		〃	〃
	架空配線工事	建柱、張架	埋設、支線の施設、延線、強電線弱電線の離隔の施工状況等	電柱支柱の根入れ深さ、根かせ・ステーブロックの埋設深さ等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	接地工事	銅板、銅覆 銅棒	施工状況	極上端の埋設深さ、 極間の離隔、極と接 地線の接続、接地線 埋設深さ、地下・地上 部保護管長さ、接地 抵抗値、接地極埋設 標等	施工中	施工箇所毎に 1回
		ボーリング	施工状況、掘削機 の設置・撤去の施 工状況等	ビット径、掘削深度 (ロット本数と電極 本数)、電極最上部埋 設深さ、接地抵抗低 減剤量(袋数及び空 袋数)、電極と接地線 の接続、電極最上部 の埋設深さ、接地線 埋設深さ、地下・地上 部保護管長さ、接地 抵抗値、接地極埋設 標等	〃	〃
	溶接工事	溶接	素地調整(ケレン)から仕上げまでの各工 程、火災防止の施工状況等		〃	〃
	塗装工事	塗装	〃		〃	〃
	機械配管工 事	機械配管据 付	水・油・ガス管接合 用シール材、排ガ ス管の断熱材、固 定金物、天井・床・ 壁貫通処置、耐震 補強等の施工状況	支持材取付け間隔、 あと施工アンカーボ ルト、耐圧・気密試験 等	〃	〃
	機器据付工 事	機器の据付 等	段取り、取付け、水 平・垂直の確認、引 込み口の小動物等 侵入防止等の施工 状況	ベース・母線等の締 付トルク、機能増設 の前後、少量危険物 との離隔等	〃	〃

写真 区分	細別		撮影内容		撮影時期	撮影頻度
			状況写真	確認写真		
品質・出来形管理写真	その他工事	盤等架台の据付等	段取り、取付け、水平・垂直の確認等の施工状況	あと施工アンカーボルト、調整ライナー、ベースの締付トルク等	施工中	施工箇所毎に1回
		防波管等の据付	固定金物、排泥部等の施工状況	支持材取付け間隔、あと施工アンカーボルト、通水穴の大きさ・方向、水位計落下防止等	〃	〃
		壁貫通工	鉄筋等の探査、工法、躯体鉄筋の状況、耐震補強等		〃	〃
		機器まわり等の防水・防湿・開口部処置	シール、水抜き穴、開口部処置等の施工状況		〃	〃
		その他	監督職員が特に指定する撮影対象		〃	その都度
建設副産物写真	運搬状況		積込み状況、土の状態（建設発生土の場合）、運搬車両のナンバープレート等を入れる。但し全車両の必要はない		運搬時	各種類につき1回
	運搬経路		主要な交差点や幹線道路等が確認できるようにする。		〃	〃
	現場内利用状況		工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。		施工中	〃
	工事間利用状況		搬出側工事現場と受入側工事現場を撮影する。工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れる。		施工中	〃
	ストックヤードの状況		利用状況		施工中	〃
	受入地の状況		受入先の現場状況		運搬時	〃
	再資源化処理処分施設の状況		施設名称看板等		運搬時	〃
	最終処分場の状況		施設名称看板等（直接最終処分する場合に限る）		運搬時	〃
	現場内での分別状況		現場内及び現場事務所等における建設発生土、建設廃棄物及び一般廃棄物の分類状況や収集状況		施工中	〃
再生資源の利用状況		再生資源の種類がわかるように撮影する。なお、他の工種で撮影した場合と重ねることができる。		施工中	〃	

写真 区分	細別	撮影内容		撮影時期	撮影頻度
		状況写真	確認写真		
災害 写真	災害及び事故	工事中の災害及び事故が発生した場合の 現状及び復旧状況等		発生時	必要に応じて
	補償関係	被害又は損害状況		〃	〃